

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

公営企業管理規程	ページ
秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程	
(一・企業局総務課).....	1

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年一月二十八日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋田県公営企業管理規程第一号

秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成七年秋田県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「二週間」を「一週間」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十六年十一月三十日(号外第一号)公布秋田県規則第六十二号(秋田県県税条

例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則)

(原稿誤り)

一三 上

九

「~~秋田県~~」を「~~秋田~~」
「~~地域振興局~~」に

「~~地域振興局~~」を「~~秋田~~」
「~~地域~~」に

平成十六年十二月二十四日(号外第二号)掲載秋田県訓令第十八号(秋田県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令)

(印刷誤り)

五 下

一〇五

県委事調長
田働会局課
秋労員務査

県委事調長
田働会局課
秋労員務整

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄